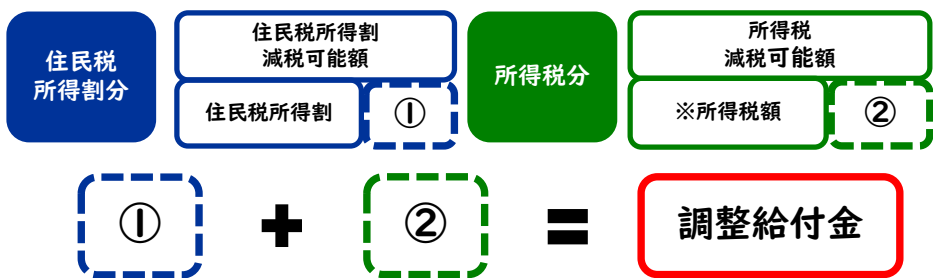


定額減税補足給付金（調整給付金）のご案内

「調整給付金」とは？

- 物価高への支援の一環として、納税義務者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われます。
- その際、定額減税しきれないと見込まれる方に、定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。



※所得税額は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額で計算しており、令和6年分所得額が確定後に給付額に不足が生じた場合は、令和7年以降に追加給付を行う予定です。（時期詳細未定）

〈例〉4人家族（扶養3人）で、内一人が所得税3万円・住民税所得割2万円（いずれも定額減税前）の納税義務者の場合

- 定額減税可能額
 所得税分定額減税可能額：3万円×（本人＋扶養親族3人）＝12万円
 住民税所得割分定額減税可能額：1万円×（本人＋扶養親族3人）＝4万円
- 算出方法
 (1) 所得税分定額減税可能額(12万円)－所得税額3万円＝9万円
 (2) 住民税所得割分定額減税可能額(4万円)－住民税所得割額2万円＝2万円
- 調整給付金の支給額
 (1) 9万円 ＋ (2) 2万円 ＝ 11万円

支給口座

- 別紙「定額減税調整給付金支給のお知らせ」に記載の口座へ振込を行います。申請等の**手続きは不要**です。
- 口座を解約している等の理由で口座を変更する場合、本給付金の受給を辞退する場合は手続きが必要となります。必要書類を送付いたしますので、下記連絡先までご連絡ください。

連絡期限：令和6年8月26日（月）17：00まで

※口座を変更する場合は、支給時期が概ね1ヶ月程度遅れます。

詐欺に注意！

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに市や県、国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。
 また、市や県、国の機関を名乗る心当たりのないメールが送られてきた場合は、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。市からメールによる給付金のお知らせは一切行っておりません。

お問い合わせ

【支給口座等の手続きについて：社会福祉課】

住所：〒969-1151 本宮市本宮字千代田60-1 えぼか
 電話：0243-24-5372
 受付時間：平日8：30～17：15

【定額減税・支給金額について：税務課市民税係】

住所：〒969-1192 本宮市本宮字万世212 本宮市役所
 電話：0243-24-5345
 受付時間：平日8：30～17：15